

安全運転管理NEWS

令和5年4月1日から自転車ヘルメット装着の努力義務が児童と幼児に限らず全年齢の自転車運転者に対して努力義務化されます！

※ 改正道路交通法第63条の11

1 自転車の運転者の努力義務

- (1) ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- (2) 他人を同乗させる場合はヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

2 保護者の努力義務

児童、幼児が自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

山梨県は、令和2年4月に自転車利用者の責務や事業主の役割を規定した「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を定めています。

自転車ヘルメット装着の努力義務に関するリーフレットを自転車を利用する従業員（職員）に回覧や事業所内の掲示版に掲出するなどして周知するとともに、ヘルメット着用を含めた「自転車安全利用五則」に関する指導を実施するようしてください。また、車の運転者が自転車のルールを知ることは交通事故防止上不可欠な事項となりますので、事業所の運転者への点呼等の際に「自転車安全利用五則」等について周知するようにしてください。

※ 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

※ 山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、それぞれが有している特性についての理解の下に、道路の交通に関する法令を遵守するとともに、相互に尊重することを旨として促進されなければならない。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自ら自転車の安全で適正な利用のための取組を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び啓発を行うよう努めるものとする。